

1．概要

米国連邦政府機関職員に対するテレワーク推進施策については、2000年に制定された公法 106-346 に準拠した積極的な取り組みが行われている。（参考 1）

同法は、“各機関は、業務の遂行が低下しなければ可能な限り広範囲にテレワーク（注）に資格のある職員が参加できるようなポリシーを策定しなければならない”とし、ここで、テレワークとは、“指定された業務を自宅あるいは地理的に便利な他の場所で、規則的に遂行できるようにする措置（arrangement）”であり、資格のある職員とは、“典型的には、少なくとも週に 1 日をこれらの場所で、満足できるレベルで職務を遂行する者”としている。

（注）同法では telecommuting の用語を使っているが、テレワークと同義であるため、以下では、テレワークの用語を用いる。

人事管理局(OPM)は、本法律にもとづき、2001年より毎年、全省庁および独立機関からのテレワーク実施状況をとりまとめ、報告している。

公開中のWEB文書（参考 2）では、2004年度の統計が報告されており、これによると次のように着実な進展がみられる。なお、数値は調査票を送付した全 86 機関のうち、回答のあった 82 機関（合計職員数 約 180 万人）での合計である。

2004年のテレワーカー（実施者）は 140,694 人であり、前年（2003年）の 100,291 人に比較し、37%増加した。調査開始した 2001年以降、テレワーカー数は一貫して増加している。

全体の 85%の機関がテレワークポリシーを定めており、また、40%以上の機関がテレワーカーへの機器の貸与や経費の一部負担を行っている。

テレワーク推進には OPM とともに共通役務庁（GSA）が中核的役割を果たすとともに、連邦政府各機関ではコーディネータが適切な機能を果たしている。

2．機関別のテレワーク実施者数

本WEB文書では、全 82 機関別の全職員数、テレワーク適格者数、テレワーク実施者数、テレワーカー比率が公表されている。このうちテレワーク実施者数が 1 千名を超える機関のみを抜き出すと表 1 になる。

【テレワーク適格者】

ここで、テレワーク適格者（employee eligible to telework）とは、上述のようにテ

テレワーク可能であると判断された業務に従事する職員のことである。すなわち、職員個人の能力や資質とは無関係に、職務内容によって決まるものである。この職員は、各機関が定める認定基準を満たせばテレワークを行うことが可能になる。この認定基準の詳細は公表されていないが、一定以上の勤務成績や在職期間を条件として定めている機関が多いものと推測される。(例えば、過去の勤務状態に問題がある職員や同職位での経験が一定期間に満たない者を除外するなど)

【テレワーク実施者】

テレワーク実施者は次の2つのタイプに区分して集計している。

定期型テレワーカー (Core Teleworker) : 週に1日以上、定期的にメインオフィス以外の場所で勤務するワーカーである。

随時型テレワーカー (Situational Teleworker) : 不規則あるいは随時に、メインオフィス以外の場所で勤務するワーカーである。

【テレワーカー比率】

テレワーカー比率は、テレワーク適格者数に対するテレワーク実施者数の比率として計算している。

表1 テレワーカー数が1千名以上の連邦政府機関
(参考資料2をもとに作成)

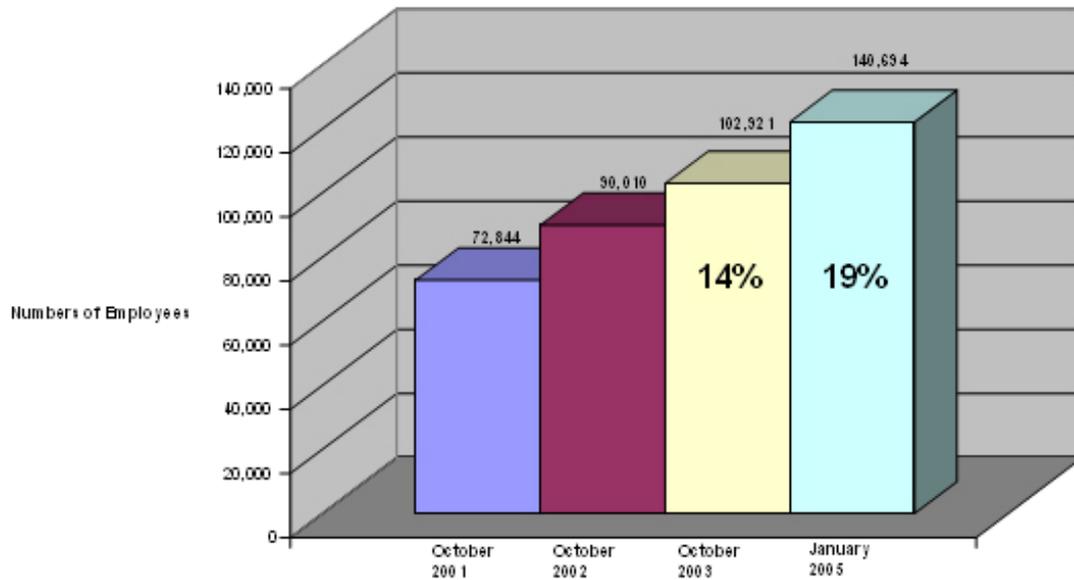
政府機関名	全職員数 (A)	テレワーク 適格者数(B)	テレワーク 実施者数(C)	テレワーカー 比率(%:B/C)
農務省	95,454	71,034	4,066	5.7
商務省	36,944	24,779	9,627	38.9
国防総省	662,219	183,844	21,318	11.6
教育省	4,929	3,859	1,576	40.8
エネルギー省	14,004	12,468	1,246	10.0
保健・福祉省	63,429	59,654	11,331	19.0
国家安全保障省	158,606	38,573	1,938	5.0
住宅都市開発省	9,842	7,168	1,088	15.2
内務省	70,477	31,548	3,580	11.3
司法省	102,882	46,127	18,604	40.3
労働省	15,649	15,649	7,845	50.1
国務省	18751	1240	1019	82.2
運輸省	57,404	26,445	3,553	13.4
財務省	105,981	100,439	29,362	29.2
復員軍人省	230,472	40,704	1,716	4.2
環境保護庁	17,697	12,894	3,585	27.8
連邦預金保険公社	5,092	5,092	2,195	43.1
共通役務庁	12,690	11,219	2,874	25.6
航空宇宙局	19,583	17,058	1,186	7.0
人事管理局	3,594	2,803	1,910	68.1
社会保障局	64,579	10,628	4,441	43.0
合計(上記以外の機 関を含む)	1,818,397	752,337	140,694	18.65

このように、全機関平均のテレワーク実施率は約2割に近づいている。また、次図のように調査開始時より一貫して増加傾向にある点も注目される。

ここでテレワーク実施率は、テレワーク適格者数に対する比率としているので、テレワーカー実施者の全職員数に対する割合として計算すると、7.74%となる。

(全職員に対するテレワーク適格者数の割合は、41.3%)

Chart 5: Growth of Federal Telework



3. 調査票

本WEB資料には調査票が添付されている。調査票の項目を表2に示す。

以下では、この調査票の項目や、その調査結果（公表分）のうち、興味深いと思われる部分について記述する。

認定基準

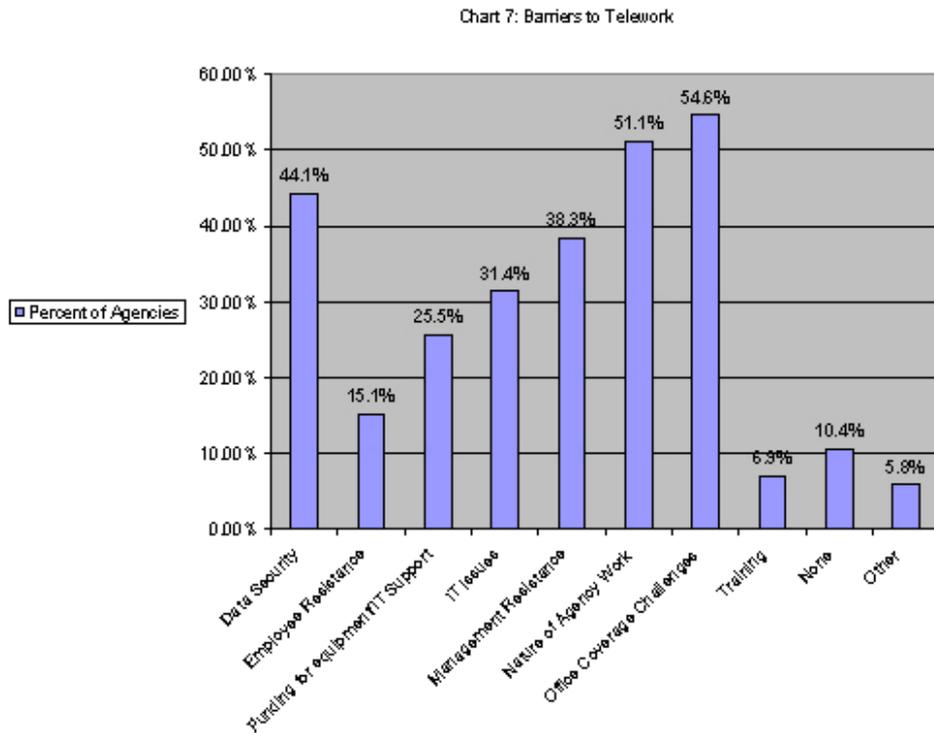
当該機関が、認定基準としてどのようなことを定めているかについての質問である。この質問項目を列挙する。

1. 在職期間の下限（当該組織/連邦政府での勤続期間を週単位で記入）
2. 勤務成績の下限
3. 懲戒措置が無いことの条件の有無
4. 健康上の事由での取得の可否
5. コアタイム
6. 代替勤務計画との併用の可否
7. 機器の使用/利用可能性
8. その他

障壁と対策

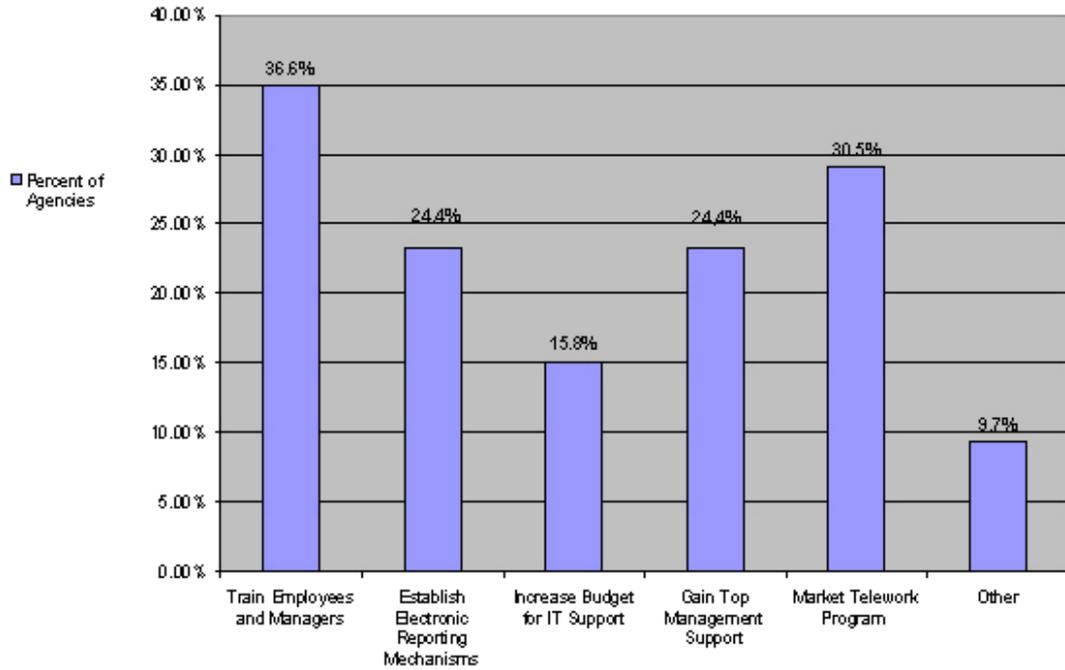
テレワークに対する障壁については作業範囲の増大が最も多く(56.4%)、これに、部局での

仕事の性質(51.1%)、データセキュリティ(44.1%)が続いている。



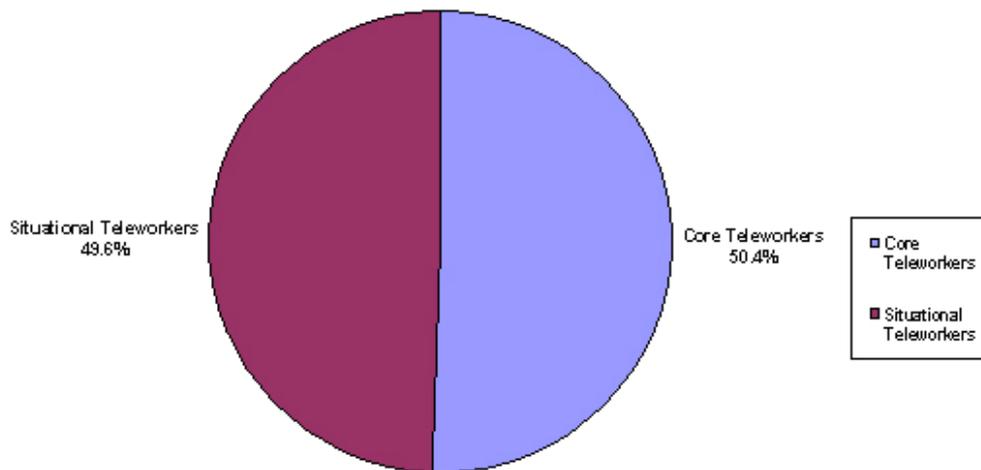
これらの障壁への対応策として、OPM と GSA はセミナーやWEBの各種機会を提供するなどの対応をしている。これに加えて各機関での対応策としては、職員や上司に対する研修機会の増加(37%)をあげた機関が最も多い。続いて、テレワークプログラムのマーケティング努力(30%)、テレワークでの報告の電子化(24%)、経営層の支持を得る努力(24%)が続く。

Chart 8: Agencies Responses to Telework Barriers



定期型テレワーカーと随時型テレワーカー割合は、次の図のようにほぼ5割と拮抗している。なお、月平均のテレワーク日数は、定期型では6日、随時型では3日であり、2倍の差がある。

Chart 6: Percentage of Teleworkers by Type



このほか、身体的障害や一時的な健康上の事由でテレワークを実施している職員数を機関別に集計している。また、テレワークセンターの利用者数も報告されているが、これらについては省略する。

ほとんどの質問項目は毎年、同一であるので、時系列的な変化が確認できるようになっている。また、いくつかの項目については、部分的な修正や追加を行っている。2004年度の調査では、テレワークの資格要件（eligibility）に関する質問と、事業継続性計画（COOP: Continuity of Operations Planning）についての質問の2つが新規質問であるとしている。

4．所感

米国では、テレワーク推進の取り組みは1980年代はじめの第2次オイルショックごろから始まっており、すでに四半世紀の歴史を有している。しかしながら、本報告に垣間みられるように、この米国においてさえ、健全な形で拡大を図っていくことは決して容易でないことがわかる。それでもなお、種々の障害を乗り越え着実な進展をとげているのは、法律にもとづく推進に加え、推進部門のイニシアティブのもと、各機関コーディネータの連携により、地道かつ長期的な視点で一貫した取り組みを行っているためであり、わが国においても参考になる点が多いと考えられる。

表 2 質問票の項目

- 1 . 全職員数
- 2 . 2 タイプのテレワーカー有資格者数
- 3 . 2 タイプでのテレワーク認定者数
- 4 . テレワーク実施者数
- 5 . 定期型テレワーカーの月間平均の実施日数
- 6 . 随時型テレワーカーの月間平均実施日数
- 7 . 職位(grade level)との関係
- 8 . メインオフィスの地域別 (グレイターワシントン地域以内か以外か) テレワーカー数
- 9 . 障害事由、一時的な医療上の事由によるテレワーク利用者数
- 10 . テレワークポリシーの策定状況
- 11 . テレワークポリシーでの指定の有無 (資格条件、認定条件)
- 12 . 他の代替勤務措置との併用の可否
- 13 . 緊急時の措置要領へのテレワークの組み込み内容
- 14 . テレワーク合意書
- 15 . テレワーク適用除外者
- 16 . テレワーク資格要件についての周知
- 17 . 辞退 (手順として定めがあるか)
- 18 . 辞退した人数
- 19 . 終了 (終了した人数統計の有無、人数)
- 20 . テレワーク実績を知りえた方法 (就業報告、合意書の存在等)
- 21 . 関連機器のアレンジ
- 22 . IT支援の方法 (電話ヘルプデスク等)
- 23 . テレワークプログラム実施による経費節減や便益向上の有無
- 24 . テレワークの最大の障壁
- 25 . 当該部局での対策
- 26 . 改善のためにOPM支援の要望 (自由記述)

(参考文献)

- 1 . 米国連邦政府機関におけるテレワーク推進の取り組み (2003.10, A 2 A 研究所)
(別紙)
- 2 . The Status of Telework in the Federal Government 2005 (Office of Personnel Management, General Services Administration)
http://www.telework.gov/documents/tw_rpt05/